

平成 28 年 7 月 22 日

受益者の皆様へ

ピクテ投信投資顧問株式会社

**「ピクテ・グローバル・バランス・オープン」および  
「ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド」  
投資信託約款の変更(予定)のお知らせ**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「ピクテ・グローバル・バランス・オープン」(以下「当ファンド」といいます。)および当ファンドの主要投資対象であります「ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド」(以下「当マザーファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒、このたびの投資信託約款の変更の趣旨につきましてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬 白

記

### 1. 予定している投資信託約款変更の内容

当マザーファンドの投資形態をファンド・オブ・ファンズ方式<sup>※</sup>へ変更いたします。また、当該投資形態の変更に伴い、当ファンドおよび当マザーファンドの運用の権限の委託先を削除いたします。あわせて、当ファンドについて、取得申込みおよび一部解約の実行の請求に係る受付不可日を設けるとともに、一部解約金の支払日を一部解約の実行の請求の受付日から7営業日目へ変更いたします。上記の変更を行うため、投資信託約款に所要の変更を行います(後記「投資信託約款の新旧対照表(案)」をご参照ください。)

※ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。

### 2. 変更の理由

投資形態を変更することにより、より規模の大きな運用資産で合同運用することを可能とすることでファンド運営の効率化を図り、ひいては信託報酬を引き下げることが受益者の利益に資すると判断いたしました。また、投資形態の変更に伴い、運用の委託先は不要となるためこれを削除いたします。あわせて、海外休日により投資先ファンドの取引ができない日等においては当ファンドの購入および換金の申込みに係る受付不可日を設けるとともに、投資先ファンドの売却代金の受渡日を考慮するため一部解約金支払日を変更いたします。

### 3. 投資信託約款の変更手続および変更日程

① 公告(日本経済新聞朝刊)	: 平成 28 年 7 月 22 日
② 異議申立期間	: 平成 28 年 7 月 22 日から平成 28 年 8 月 22 日まで
③ 投資信託約款の変更予定日	: 平成 28 年 8 月 24 日
④ 当該約款変更の適用予定日	: 平成 28 年 9 月 16 日

改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第 30 条の規定に基づき、投資信託約款の変更についてご異議のある受益者の方は、平成 28 年 8 月 22 日までに、ファンドの委託会社である弊社に対し、書面をもってその旨お申し出ください。

この期間内にご異議の申し出のあった受益者の受益権口数が、平成 28 年 7 月 22 日における当ファンドに係る受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 28 年 8 月 24 日付で投資信託約款の変更の届出を行い、平成 28 年 9 月 16 日より適用する予定です。

## ◎異議お申立ての方法について

予定しております投資信託約款の変更に対しご異議のある受益者の方は、書面に以下の内容をご記入の上、下記宛てに平成 28 年 8 月 22 日までに到着のご郵送にてご異議をお申立てください。なお、当該約款変更にご同意いただける場合は、特にお手続きは必要ございません。

(1) 宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号 岸本ビル 7 階  
ピクテ投信投資顧問株式会社 異議申立受付窓口宛て

(2) ご記入いただく内容

①ご住所 ②ご氏名(署名、捺印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名「ピクテ・グローバル・バランス・オープン」 ⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数* ⑥投資信託約款を変更することについて反対する旨(例:「上記ファンドについて、平成 28 年 8 月 24 日付投資信託約款の変更異議を申立てます。」)
---

\*当ファンドに関し、複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。保有口数は平成 28 年 7 月 22 日現在で、平成 28 年 7 月 20 日までに取得のお申込みがなされた受益権口数を含みます。口座番号、保有口数などがご不明の場合は、取扱販売会社の窓口までお問い合わせください。

※上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申立てを受付けられない場合がありますのでご注意ください。

※ご異議をお申立ての受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※公告日を過ぎて取得した受益権(平成 28 年 7 月 21 日以降取得申込分)については、上記のご異議お申立ての権利はございませんのでご了承ください。

## ◎異議をお申立ての受益者の方の買取請求手続きについて

ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、投資信託約款の変更が行われた場合には、ご異議お申立て受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取を請求することができます。なお、買取のご請求をするか否かは、ご異議を申立てた受益者の方の任意です。必ず買取請求をしなければならないものではございません。

### <買取請求の手続き>

- ① 買取請求受付期間 平成 28 年 8 月 25 日から平成 28 年 9 月 13 日まで(受託会社(株式会社りそな銀行)受理分)
- ② ピクテ投信投資顧問よりご異議をお申立ての受益者の方に対し「ご異議をお申立ての受益者の買取請求手続きについて」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ
- ⑤ 取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、当ファンドの投資信託約款の変更に対しご異議をお申立てられた受益者の方が、投信法第 30 条の 2 の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。買取価額は、このたびの投資信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額)とします。買取代金につきましては、受益者の方のご指定いただく銀行口座に受託会社よりお振込みいたします。なお、振込手数料は受益者の方のご負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託会社より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、この手続による買取代金のお支払いまでには、事務手続上、通常の一部解約請求よりも日数を要する可能性がありますのでご注意ください。

なお、異議申立期間中あるいは買取請求期間中であっても、またはご異議を申立てたか否かに関わらず、通常通りに解約請求のお申込みを受付けます。

上記によって弊社が取得した個人情報は、投信法第 30 条に係る異議申立てに対する手続き、および投信法第 30 条の 2 に係る反対者の買取請求に対する手続きを行うためにのみ利用し、他の目的には使用しません。また、弊社は、当該手続きに際し、異議申立てを行った受益者の本人確認等を行うために上記個人情報を当ファンドの販売会社に提供します。

受益者から弊社に対し当該投資信託約款の変更に対する異議が申立てられた場合には、以下のとおり、弊社は当該受益者に関する個人データを当ファンドの販売会社または受託会社(第三者)に提供いたしますので、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 2 項に基づき開示いたします。

1 第三者提供の目的

- ・受益者ご本人からの異議申立てであること、およびその保有に係る受益権口数の確認のため
- ・当該受益者が投信法第 30 条の 2 が定める買取請求権を行使する場合には、当該手続きを実施するため

2 提供先となる第三者

- ・各受益者からの異議申立てに係る文書に記載された当ファンドの販売会社
- ・異議申立てを行った受益者が投信法第 30 条の 2 が定める買取請求権を行使する場合において買取を実施する当ファンドの受託会社

3 第三者に提供される個人データの項目

- ・当該受益者の氏名、住所、電話番号および当該受益者が購入した販売会社の名称・支店名・口座番号

4 第三者への個人データの提供の方法

- ・口頭(電話)による読み上げ、あるいは異議申立書の写しを郵送・ファクシミリ・電子メール等で提供いたします。

5 備考

- ・異議申立てにおいて、受益者本人が個人データの販売会社への提供の停止を請求される場合には、弊社はそれに応じて停止いたします。ただし、この場合には、上記 1 に記載の確認ができかねますので、弊社は当該重大な約款変更手続きにおける異議申立てに係る受益権口数には算入いたしません。この点につきあらかじめご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

ピクテ投信投資顧問株式会社

電話番号 0120-56-1805 (受付時間：委託者の営業日 午前 9 時から午後 5 時まで)

◎投資信託約款の新旧対照表(案)

(下線部分 \_\_\_\_\_ は変更箇所を示します。)

<ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド>

変更後	変更前
<p>1. 基本方針</p> <p><u>約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。なお、運用の基本方針が当初設定時のものから以下のものに変更された平成28年9月16日から5営業日間は、当初設定時の投資対象資産を一時的に保有する状態になるなど以下のような運用とならない場合があります。</u></p> <p><u>この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式および公社債へバランス投資することにより、長期的に信託財産の安定的な成長を目指します。</u></p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、日本を含む世界各国の株式および公社債へバランス投資することにより、長期的に信託財産の安定的な成長を目指します。</p>
<p>2. 運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p><u>別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。</u></p> <p><u>指定投資信託証券は、主に株式に投資を行う投資信託および主に公社債に投資を行う投資信託(前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものを含みます。)の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託者により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。</u></p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p><u>世界各国の株式および公社債を主要投資対象とします。</u></p>
<p>(2)投資態度</p> <p>① <u>投資信託証券を主要投資対象として、グローバルに投資機会の発掘に努め、長期的な成長を目指します。</u></p> <p>② <u>投資信託証券への投資配分については、委託者が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。</u></p> <p>③～④ &lt;略&gt;</p>	<p>(2)投資態度</p> <p>① <u>日本を含む世界各国の証券市場を投資対象として、グローバルに投資機会の発掘に努め、長期的な成長を目指します。</u></p> <p>② <u>株式および公社債への投資配分ならびに各国別の投資配分の調整等を適宜行い、長期的な収益獲得を目指してバランス運用を行います。</u></p> <p>③～④ &lt;同左&gt;</p>
<p>(3)投資制限</p> <p>① <u>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>② <u>投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。</u></p> <p>③ <u>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>④ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(3)投資制限</p> <p>① <u>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。</u></p> <p>② <u>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</u></p> <p>④ <u>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</u></p> <p>⑤ <u>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</u></p> <p>⑥ <u>同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u></p> <p>⑦ <u>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>⑧ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産</u></p>

	<p><u>の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>
<p>(追加信託金の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)を行う前の受益権総口数で除した額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p>	<p>(追加信託金の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)を行う前の受益権総口数で除した額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>ロ. 金銭債権(イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)</p> <p>ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)</p> <p>2. &lt;略&gt;</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>ロ. <u>デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。)</u></p> <p>ハ. 金銭債権(イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)</p> <p>ニ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)</p> <p>2. &lt;同左&gt;</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第13条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>短期社債等</u></p> <p>2. <u>コマーシャル・ペーパー</u></p> <p>3. <u>外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p>4. <u>指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)</u></p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用の指図に係る権限の委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>株券または新株引受権証券</u></p> <p>2. <u>国債証券</u></p> <p>3. <u>地方債証券</u></p> <p>4. <u>特別の法律により法人の発行する債券</u></p> <p>5. <u>社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)</u></p> <p>6. <u>特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>7. <u>特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>8. <u>協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>9. <u>特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)</u></p> <p>10. <u>コマーシャル・ペーパー</u></p> <p>11. <u>新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)</u>および新株予約権証券</p> <p>12. <u>外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p>13. <u>投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取</u></p>

<p>② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 預金</li> <li>2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)</li> <li>3. コール・ローン</li> <li>4. 手形割引市場において売買される手形</li> <li>5. ～6. &lt;削除&gt;</li> </ol> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑥ &lt;削除&gt;</p>	<p>引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</p> <p>14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)</p> <p>15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)</p> <p>16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)</p> <p>17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)</p> <p>18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)</p> <p>20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)</p> <p>21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</p> <p>22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</p> <p>なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 預金</li> <li>2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)</li> <li>3. コール・ローン</li> <li>4. 手形割引市場において売買される手形</li> <li>5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</li> <li>6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</li> </ol> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>第15条 &lt;削除&gt;</p>	<p>(運用の権限委託)</p> <p>第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。</p> <p>商 号：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド</p>

	<p>所在地：英国ロンドン市</p> <p>委託内容：外国株式および公社債に関する運用</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>
第16条 <削除>	<p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。</p>
第17条 <削除>	<p>(同一銘柄の株式等への投資制限)</p> <p>第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
第18条 <削除>	<p>(信用取引の指図範囲)</p> <p>第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。</p> <p>② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をします。</p>
第19条 <削除>	<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証</p>

	<p>券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 13 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。</p> <p>3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。</p> <p>3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 13 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 13 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度としま</p>
--	--



	<p>す。</p> <p>3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。</p>
第20条 <削除>	<p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>
第21条 <削除>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>
第21条の2 <削除>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第21条の2 デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。</p>
第22条 <削除>	<p>(同一銘柄の転換社債等への投資制限)</p> <p>第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在</p>

	し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「 <u>転換社債型新株予約権付社債</u> 」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
第23条 <削除>	(有価証券の貸付の指図および範囲) 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。 ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
第24条 <削除>	(公社債の空売りの指図範囲) 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
第25条 <削除>	(公社債の借入れ) 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。 ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。 ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
(外国為替予約取引の指図) 第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額について、 <u>為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u> ②～③ <削除>	(外国為替予約取引の指図および範囲) 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 <u>外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u> ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。 ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図

	をするものとします。
(混蔵寄託) 第 31 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。	(混蔵寄託) 第 31 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。
(有価証券売却等の指図) 第 34 条 委託者は、信託財産に属する <u>投資信託証券に係る信託契約の一部解約および買戻しの請求ならびに有価証券の売却等の指図</u> ができます。	(有価証券売却等の指図) 第 34 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
(再投資の指図) 第 35 条 委託者は、前条の規定による <u>投資信託証券の一部解約金および買戻し代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図</u> ができます。	(再投資の指図) 第 35 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、 <u>株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図</u> ができます。
(受託者による資金の立替え) 第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。  ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。 ③ <略>	(受託者による資金の立替え) 第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、 <u>転換、新株発行または株式割当</u> がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。  ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、 <u>有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金</u> で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。 ③ <同左>
<削除>	(附則) 第 1 条 第 21 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。 第 2 条 第 21 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行っ

	<p>た先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p>
<p>(付表) 1. 別に定める投資信託証券 約款第 13 条および別に定める運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいい、振替受益権または振替投資口を含みます。以下、同じ。)をいいます(設定が予定されているものを含みます)。 イ. 内国証券投資信託 ピクテ世界株式ファンド(適格機関投資家専用)【仮称】受益証券 ロ. 内国証券投資信託 ピクテ世界国債ファンド(適格機関投資家専用)【仮称】受益証券</p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

<ピクテ・グローバル・バランス・オープン>

変更後	変更前
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 11 条 ①～② &lt;略&gt; ③ 第 1 項の規定にかかわらず、別に定める日においては、原則として受益権の取得申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。 ④～⑦ &lt;略&gt;</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 11 条 ①～② &lt;同左&gt; &lt;新設&gt; ③～⑥ &lt;同左&gt;</p>
<p>第 19 条の 2 &lt;削除&gt;</p>	<p>(運用の権限委託) 第 19 条の 2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 商 号：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 所 在 地：英国ロンドン市 委託内容：外国株式および公社債に関する運用 ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 45 条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。 ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>
<p>(信託報酬等の総額) 第 45 条 ①～③ &lt;略&gt; &lt;削除&gt;</p>	<p>(信託報酬等の総額) 第 45 条 ①～③ &lt;同左&gt; ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬および第 19 条の 2 第 1 項に基づく委託を受けた者が受ける報酬を本条第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 49 条 ①～③ &lt;略&gt; ④ 一部解約金は、第 51 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、<u>7 営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥ &lt;略&gt;</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 49 条 ①～③ &lt;同左&gt; ④ 一部解約金は、第 51 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、<u>5 営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥ &lt;同左&gt;</p>
<p>(信託の一部解約) 第 51 条 &lt;略&gt; ② 前項の規定にかかわらず、別に定める日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</p>	<p>(信託の一部解約) 第 51 条 &lt;同左&gt; &lt;新設&gt;</p>

<p>③ 委託者は、<u>第1項</u>の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、<u>第1項</u>の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>④～⑦ &lt;略&gt;</p>	<p>② 委託者は、<u>前項</u>の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、<u>前項</u>の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>③～⑥ &lt;同左&gt;</p>
<p>(付表)</p> <p>1. 別に定める日</p> <p><u>約款第11条第3項および第51条第2項に規定する「別に定める日」とは、以下に掲げる日とします。</u></p> <p><u>イ. ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびジュネーブの銀行の休業日</u></p> <p><u>ロ. 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

<ご参考>

なお、このたびの異議申立ての受付の対象とはなりません。前記の約款変更が成立した場合には以下の信託報酬率の引き下げに係る約款変更も行う予定としております。

変更後	変更前
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>115</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ &lt;略&gt;</p>	<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>185</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ &lt;同左&gt;</p>

ただし、投資先ファンドとなる予定である「ピクテ世界株式ファンド(適格機関投資家専用)【仮称】受益証券」および「ピクテ世界国債ファンド(適格機関投資家専用)【仮称】受益証券」の信託報酬率はともに純資産総額の年率0.648% (税抜0.6%) のため、実質的な負担は、年率1.998% (税抜1.85%) から年率1.89% (税抜1.75%) 程度への変更となります。

以上